

メディカルコントロール 体制に関する実態調査結果

平成 31 年 1 月

消防庁

■□目 次□■

第1章 調査概要	P. 95
1. 調査の目的	
2. 調査方法	
(1) 対象	
(2) 調査票の配布・回収方法	
3. 調査内容	
(1) 「救急救命体制の整備・充実に係る調査」及び「メディカルコントロール体制等の実態に関する調査」	
(2) 心肺蘇生を望まない傷病者への救急隊の対応に関する実態調査	
第2章 メディカルコントロール協議会票の結果	P. 96
第1節 メディカルコントロール協議会	P. 96
1. メディカルコントロール協議会の構成員	
2. メディカルコントロール協議会での実施基準策定における精神科医の参画	
3. メディカルコントロール協議会の予算負担者	
4. 協議会で取り上げられた課題	
5. 救急搬送体制及び救急医療体制に係る調整に関する役割	
6. 法定協議会としての位置付け	
第2節 救急活動	P. 100
1. 救急活動プロトコルの改訂	
2. 事後検証	
(1) 医師による事後検証の実施状況	
(2) 医師による事後検証の基準	
(3) 医師によるフィードバックの方法	
第3節 救急に携わる職員の教育	P. 102
1. 指導救命士の認定	
(1) 指導救命士の認定状況	
(2) 指導救命士の消防教育機関での活用	
(3) 指導救命士を活用した取組	
2. 救急救命士の再教育	
(1) 再教育において実施すべき項目の策定	
(2) 指導救命士が行う日常的な教育を再教育時間として要綱等で定めている団体	
(3) 再教育を履修している救急救命士数の把握	
(4) 医療機関での指導担当者の配置状況	
3. 通信指令員の救急に係る教育	
(1) 教育の実施状況	
(2) 「通信指令員の救急に係る教育テキスト」の活用	
(3) 口頭指導要領の策定	
(4) 口頭指導に係る事後検証の実施	

- 4. テロ災害等への対応力向上
 - (1) 救命止血帯（ターニケット）の教育状況
 - (2) 消防本部からの指導協力要請

第3章 消防本部票の結果	P. 109
第1節 指導救命士	P. 109
1. 指導救命士の配置	
2. 指導救命士の制度としての位置付け	
第2節 救急救命士の再教育	P. 109
1. 救急ワークステーションの運用	
2. 救急救命士の再教育の履修状況	
第3節 通信指令員の救急に係る教育及び口頭指導について	P. 110
1. 教育の実施状況	
2. 「通信指令員の救急に係る教育テキスト」の活用	
3. 口頭指導要領の策定及び地域MCの承認	
4. 口頭指導に係る事後検証の実施	
第4節 心肺蘇生を望まない傷病者への救急隊の対応について	P. 112
1. 対応方針の策定の有無	
2. 対応方針の内容	

第1章 調査概要

1. 調査の目的

救急業務の質の維持・向上等を目的として、救急業務において重要な役割を担うメディカルコントロールに関し、メディカルコントロール協議会の体制、開催状況等をはじめとする全国の実態を調査・把握するために実施した。

2. 調査方法

(1) 対象

全国の都道府県メディカルコントロール協議会、地域メディカルコントロール協議会、消防本部を対象として、それぞれに調査票を作成した。(以下、都道府県メディカルコントロール協議会を都道府県MC、地域メディカルコントロール協議会を地域MCとする。)

なお、都道府県内に地域MCを設置していない都道府県については、地域MCの役割を都道府県MCが担っていることから、都道府県MCに地域MCの調査票の回答も依頼した。対象数は、以下のとおり。

- 都道府県MC 47 協議会 (団体)
- 地域MC 251 協議会 (団体)
- 消防本部 728 消防本部

(2) 調査票の配布・回収方法

いずれの調査対象についても、各都道府県消防防災主管部(局)を通じて調査票(電子ファイル)をメールで配布し、回答結果を都道府県が取りまとめた上で、消防庁が電子メールで回収した。

3. 調査内容

(1) 「救急救命体制の整備・充実に係る調査」及び「メディカルコントロール体制等の実態に関する調査」

① 期間

平成30年8月8日～平成30年9月25日

② 基準日

平成30年8月1日(昨年比較:平成29年8月1日)

③ 回収率

100%

(2) 心肺蘇生を望まない傷病者への救急隊の対応に関する実態調査(消防本部のみ)

① 期間

平成30年7月17日～平成30年9月3日

② 基準日

平成30年7月1日

③ 回収率

100%

第2章 メディカルコントロール協議会票の結果

第1節 メディカルコントロール協議会

1. メディカルコントロール協議会の構成員

構成員については、以下のとおり。

図表1 メディカルコントロール協議会の構成員と人数（都道府県MC票・地域MC票）

構成員種別	都道府県MC		地域MC	
	MC数※	平均値	MC数※	平均値
①救命救急センターの医師	46	5.3人	163	2.5人
②救命救急センター以外の救急科専門医	29	2.5人	110	2.5人
③救急科以外の医師	40	5.2人	226	6.7人
④医師会の医師	46	2.6人	233	3.5人
④のうち救急専門医	8	3.1人	19	1.7人
⑤保健所の医師	11	2.1人	174	1.5人
⑤のうち救急専門医	0	0.0人	1	5人
⑥都道府県衛生主管部局の課長等	42	1.4人	103	1.3人
⑦都道府県消防防災主管部局の課長等	41	1.2人	137	1.2人
⑧消防本部の消防長、救急担当部課長等（管理監督者）	46	6.4人	231	3.4人
⑨都道府県の要綱等で定めた指導救命士	6	3.2人	71	5.1人
⑩消防本部の通信指令担当課長	0	0.0人	25	1.3人
⑪その他	28	3.2人	104	5.1人

※表中の「MC数」とは、各構成員について「1人以上配置している」と回答したメディカルコントロール協議会数を計上

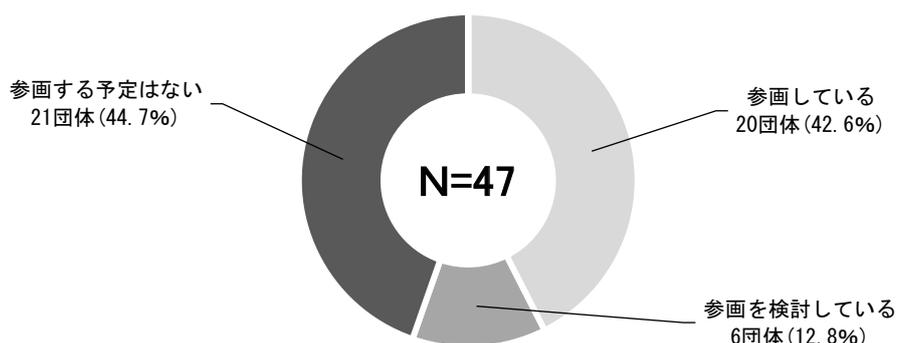
「その他」に挙げられた回答

○地域MC会長 ○看護協会 ○歯科医師会 ○県警職員 ○災害医療コーディネーター
○学識経験者 ○消防学校長 ○弁護士 ○教育委員会 ○老人福祉施設職員 ○保健所長
○市衛生部局 ○市町村長 ○医療機関事務職員 ○防災航空隊 など

2. メディカルコントロール協議会での実施基準策定における精神科医の参画

メディカルコントロール協議会での実施基準策定の協議の際に、地域の精神科医が参画している団体は20団体（42.6%）となっている。

図表2 メディカルコントロール協議会での実施基準策定における精神科医の参画状況（都道府県MC票）

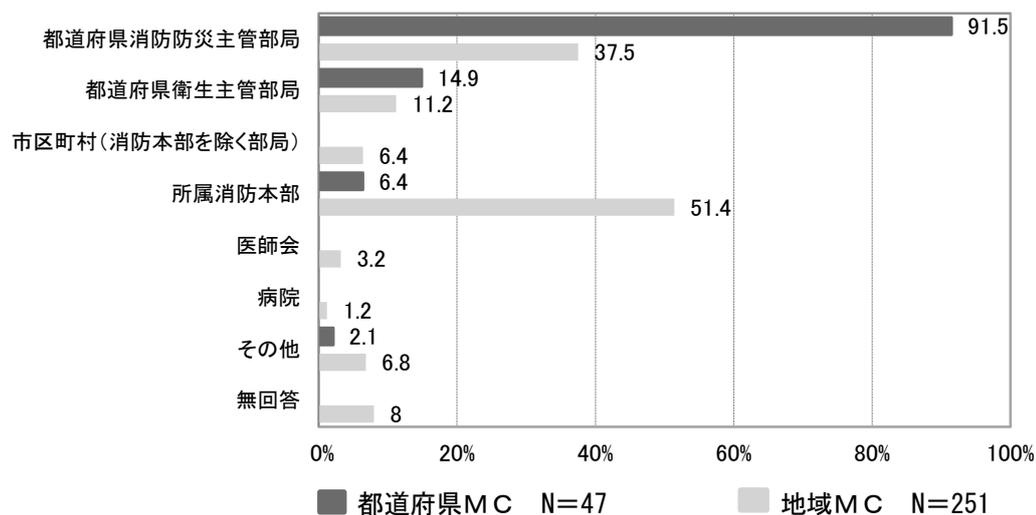


3. メディカルコントロール協議会の予算負担者

○都道府県MCの予算については、都道府県消防防災主管部局が負担している団体が91.5%と最多。

○地域MCの予算については、所属消防本部（51.4%）、都道府県消防防災主管部（37.5%）の順に負担している団体が多い。

図表3 平成30年度予算の負担者（複数回答）（都道府県MC票・地域MC票）



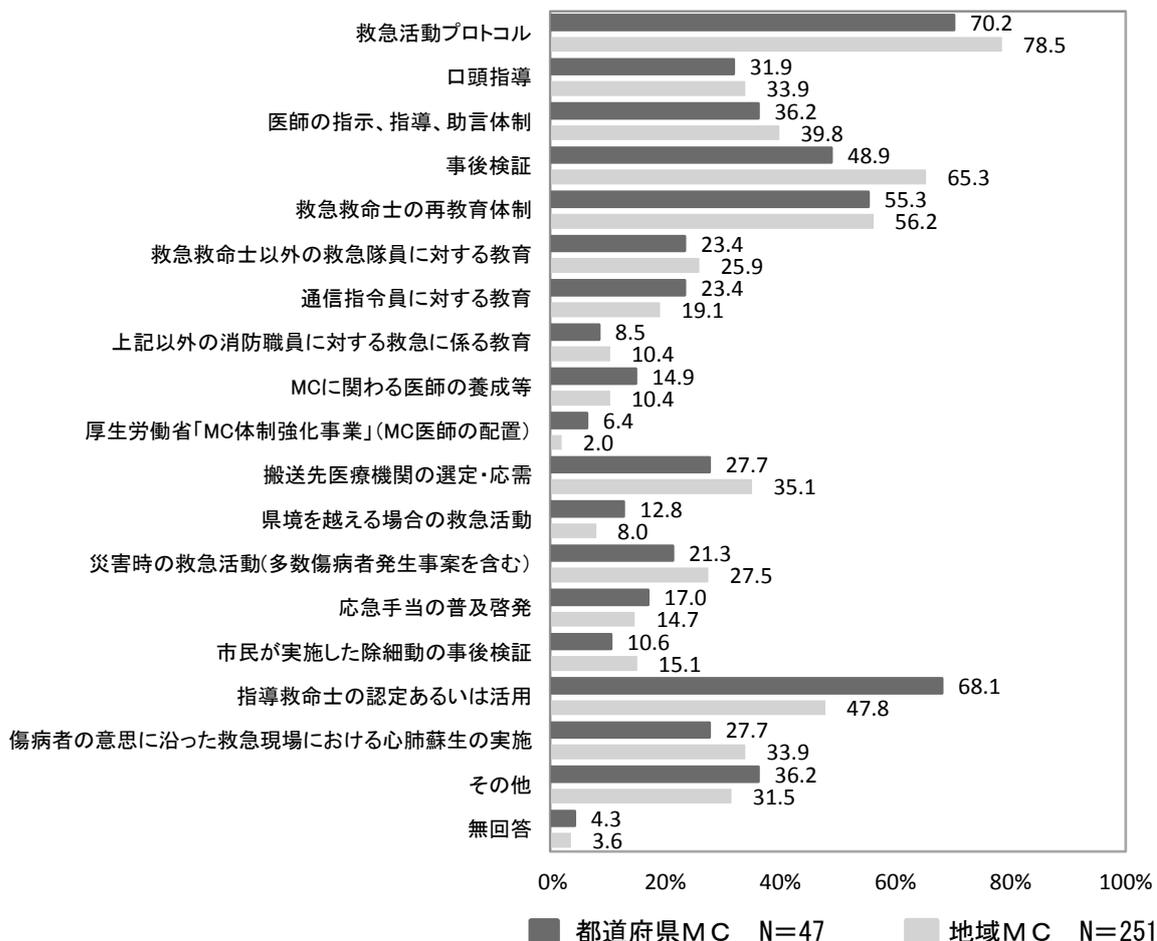
「その他」に挙げられた回答

- 救急・医療に関する協議会（救急業務高度化、救急医療対策等）
- 保健所 ○消防長会 など

4. 協議会で取り上げられた課題

- 都道府県MC：「救急活動プロトコル」、「指導救命士の認定あるいは活用」、「救急救命士の再教育体制」の順が多い。
- 地域MC：「救急活動プロトコル」、「事後検証」、「救急救命士の再教育体制」の順が多い。

図表4 取り上げられた課題（複数回答）（都道府県MC票・地域MC票）



「その他」に挙げられた回答

(都道府県MC票)

- 指導救命士の認定 ○救急安心センター事業（#7119） ○バイスタンダーサポート
- 防災航空隊の活動・ドクターヘリの適正利用 ○転院搬送について
- 処置範囲拡大運用（ビデオ硬性喉頭鏡の活用等） など

(地域MC票)

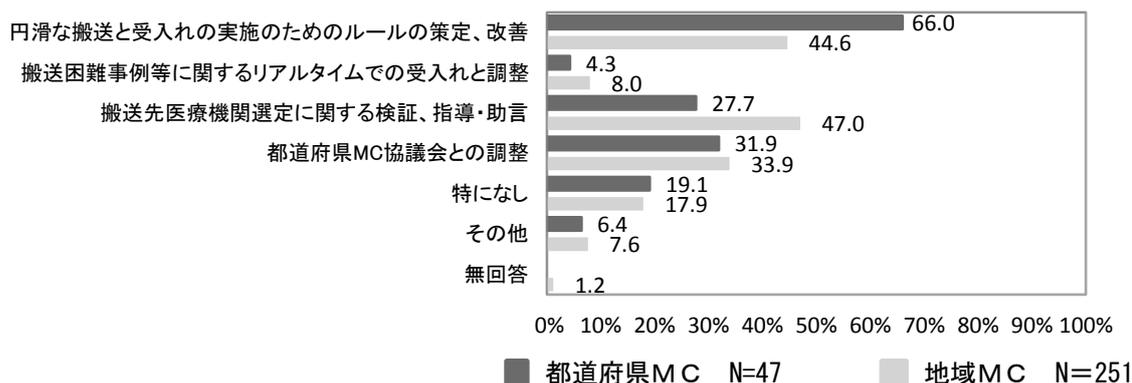
- 防災航空隊の活動・ドクターヘリの適正利用 ○安全管理
- 転院搬送について ○医師との連携（現場への医師要請マニュアル等）
- バイスタンダーサポート ○12誘導伝送システム
- 救急安心センター事業（#7119） など

5. 救急搬送体制及び救急医療体制に係る調整に関する役割

○都道府県MC：「円滑な搬送と受入れの実施のためのルールの策定、改善」の回答が最多。

○地域MC：「搬送先医療機関選定に関する検証、指導・助言」と「円滑な搬送と受入れの実施のためのルールの策定、改善」の回答が多い。

図表5 救急搬送体制に係る調整に関するメディカルコントロールの役割（複数回答）（都道府県MC票・地域MC票）



「その他」に挙げられた回答

（都道府県MC票）

○転院搬送における適正利用・ガイドライン ○搬送困難事例等の検証
○プロトコルの策定 ○搬送実績データの提供 など

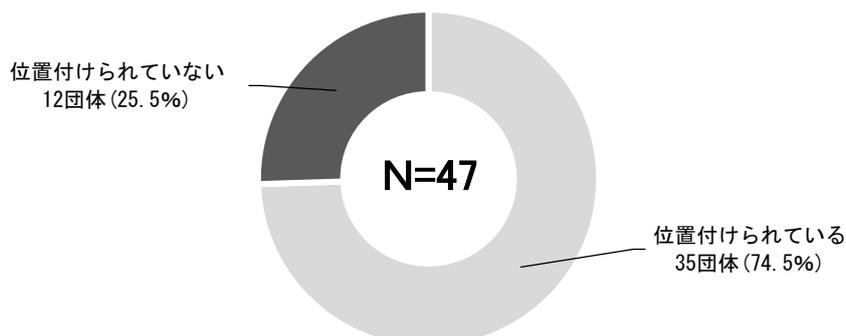
（地域MC票）

○プロトコルの策定 ○転院搬送ガイドライン ○病院輪番制 ○DNAR 傷病者への対応
○頻回利用者・精神疾患の対応 ○検証結果を受けた対応 ○CCU ネットワーク
○受入について医療機関との意見交換 ○ドクターカー運用要領 など

6. 法定協議会としての位置付け

都道府県MCのうち 33 団体（70.2%）が、法定協議会として位置付けられている。

図表6 法定協議会としての位置付け（都道府県MC票）



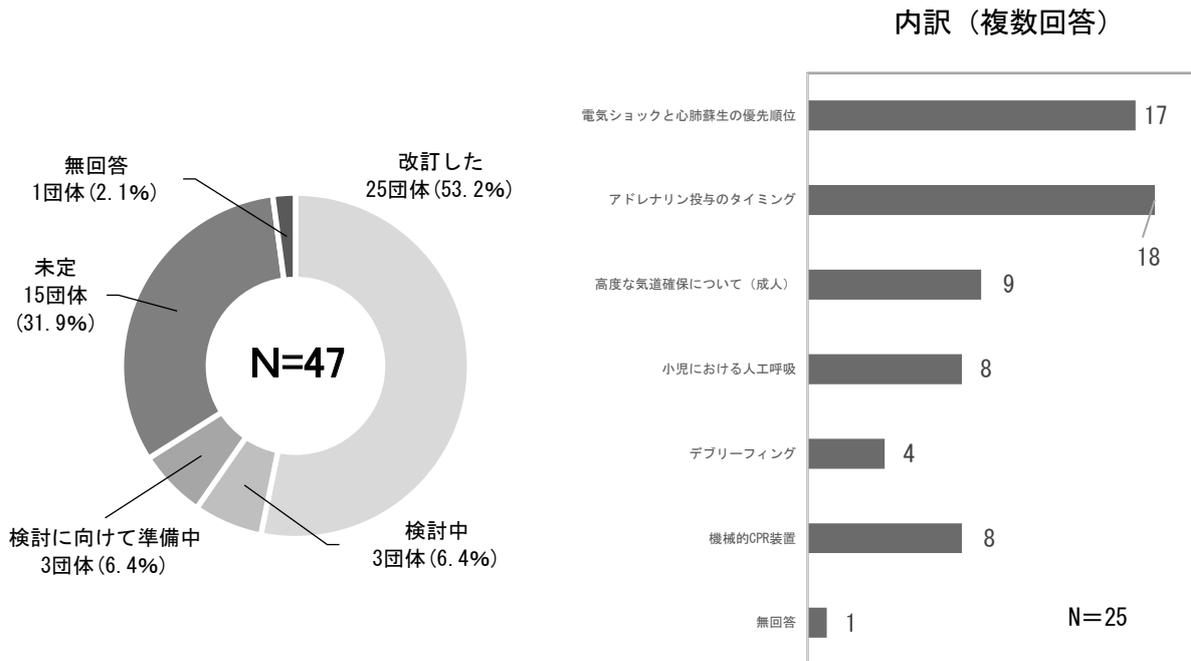
第2節 救急活動

1. 救急活動プロトコールの改訂

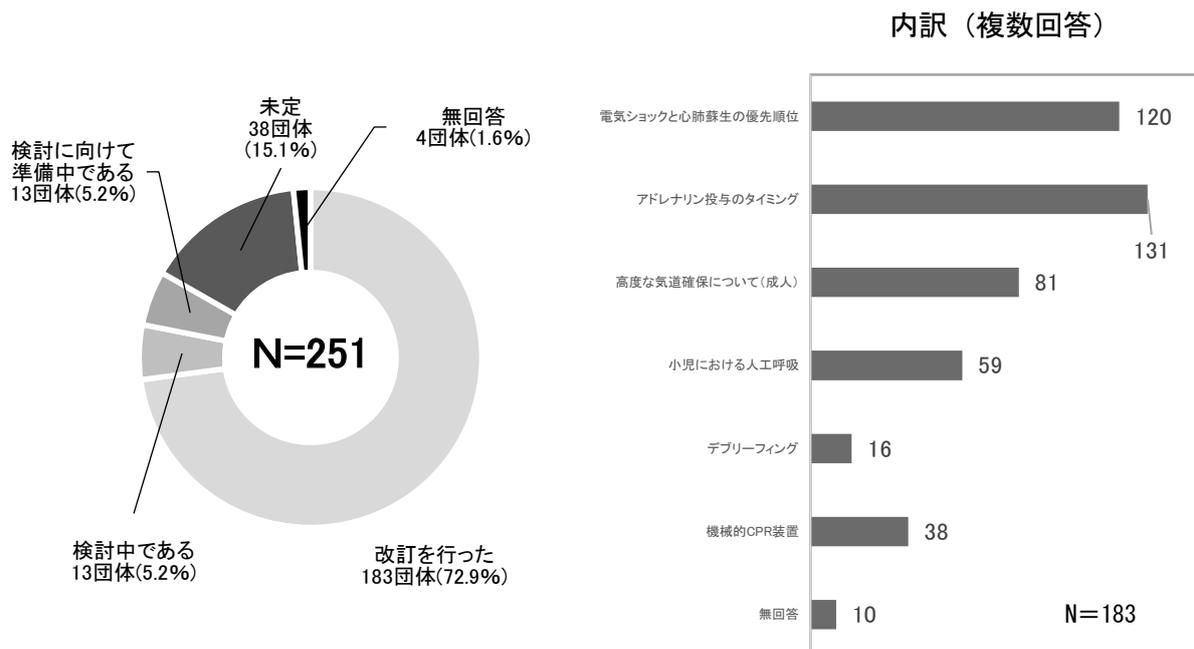
都道府県MC、地域MCとも、改訂された内容としては、「アドレナリン投与のタイミング」、「電気ショックと心肺蘇生の優先順位」の順で多い。

図表7 救急活動プロトコールの改訂状況

(都道府県MC票)



(地域MC票)



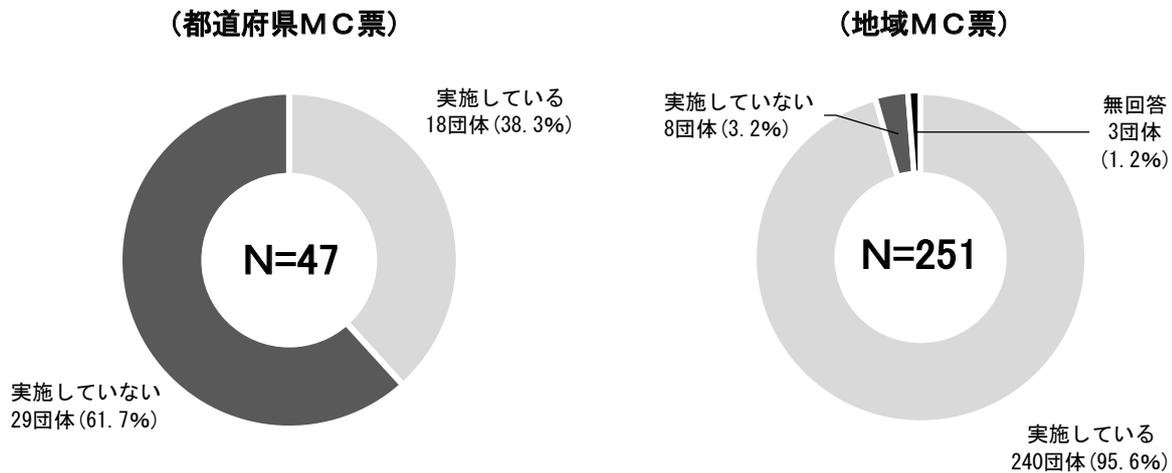
2. 事後検証

(1) 医師による事後検証の実施状況

○都道府県MC：18団体（38.3%）で実施している。

○地域MC：240団体（95.6%）で実施している。

図表8 医師による事後検証

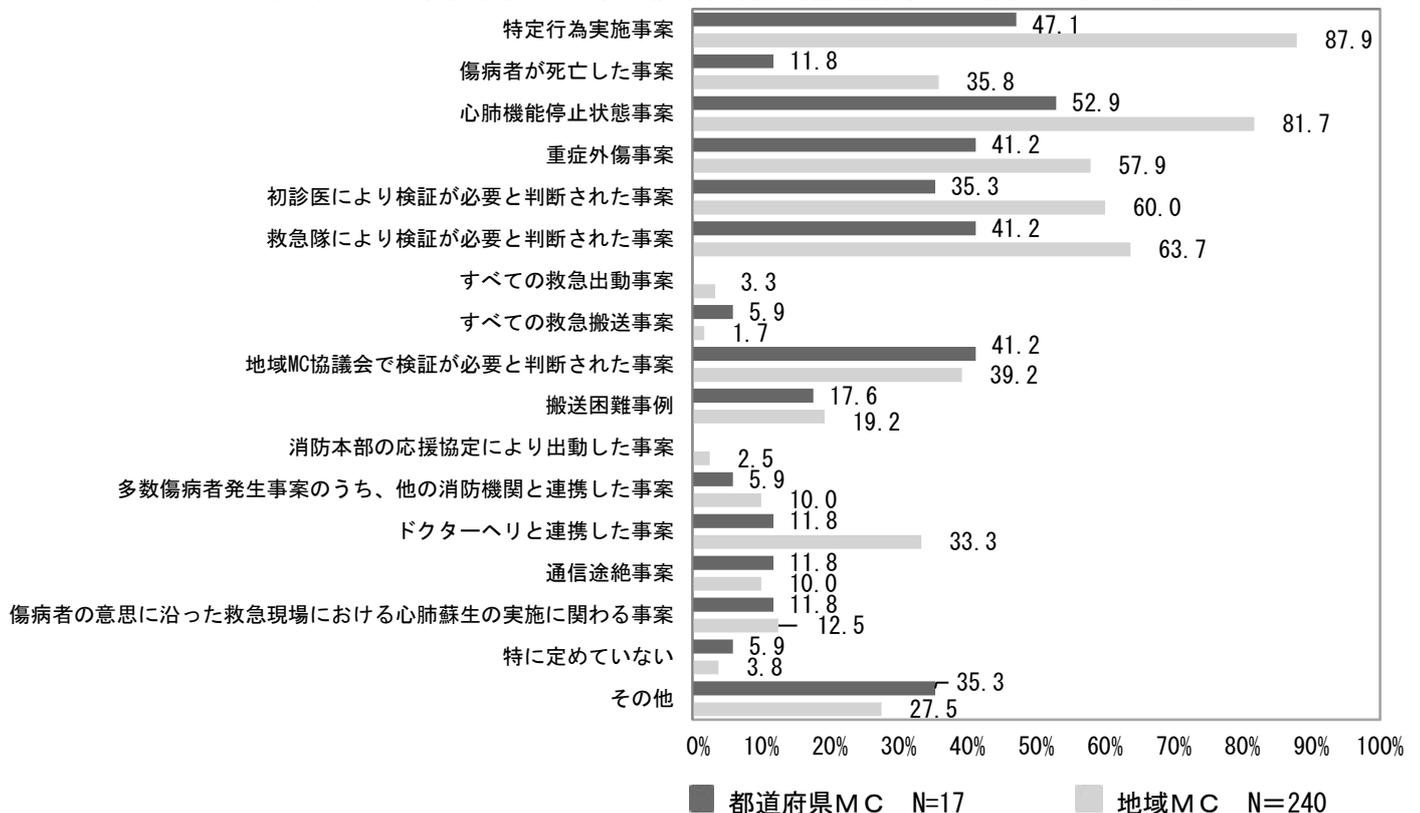


(2) 医師による事後検証の基準

○都道府県MC：「心肺機能停止状態事案」、「特定行為実施事案」の順で多い。

○地域MC：「特定行為実施事案」、「心肺機能停止状態事案」の順で多い。

図表9 医師による事後検証の基準（複数回答）（都道府県MC票・地域MC票）

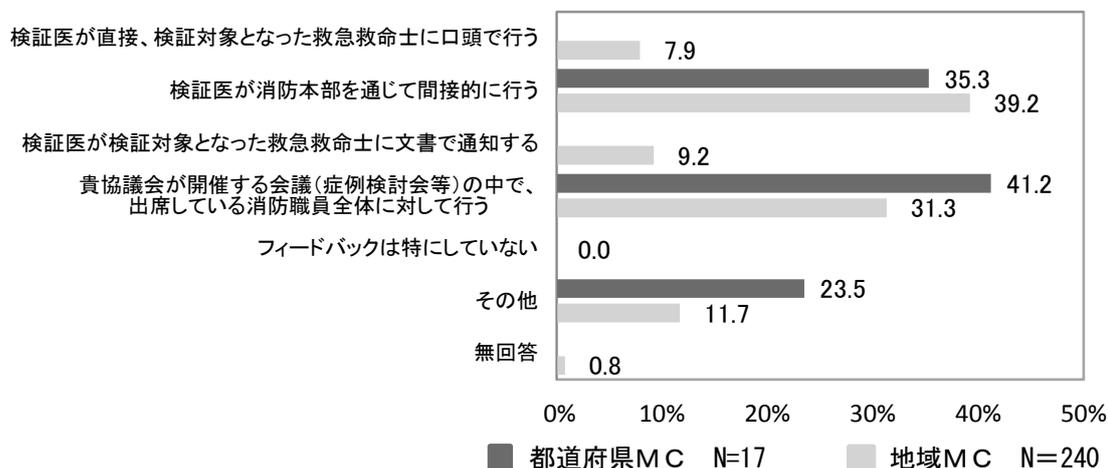


(3) 医師によるフィードバックの方法

○都道府県MC：「貴協議会が開催する会議（症例検討会等）の中で出席している消防職員全体に対して行う」の回答が最多。

○地域MC：「検証医が消防本部を通じて間接的に行う」の回答が最多。

図表 10 フィードバックの方法（複数回答）（都道府県MC票・地域MC票）



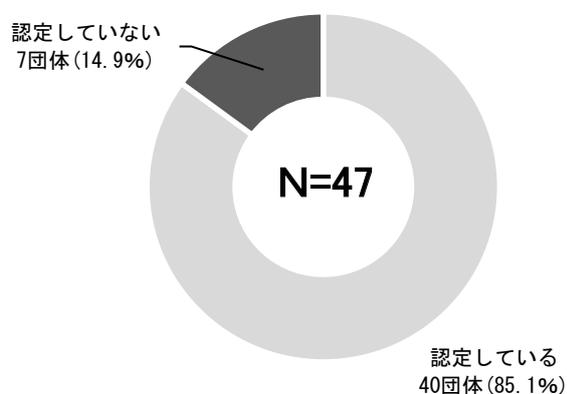
第3節 救急に携わる職員の教育

1. 指導救命士の認定

(1) 指導救命士の認定状況

40 団体（85.1%）が認定していると回答し、昨年よりも増加している。認定を行っていない都道府県MCにおいても3 団体で運用を検討中である。（平成 29 年：36 団体・841 人）

図表 11 指導救命士の認定状況（都道府県MC票）



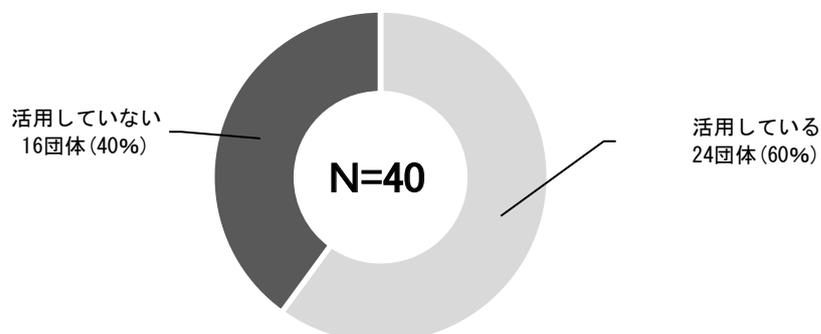
	MC協議会数	認定者数
指導救命士の認定	40	1,369人 (※)

※これまで認定された指導救命士数（累計）

(2) 指導救命士の消防教育機関での活用

指導救命士を認定している40団体のうち、24団体が消防教育機関で指導救命士を活用している。

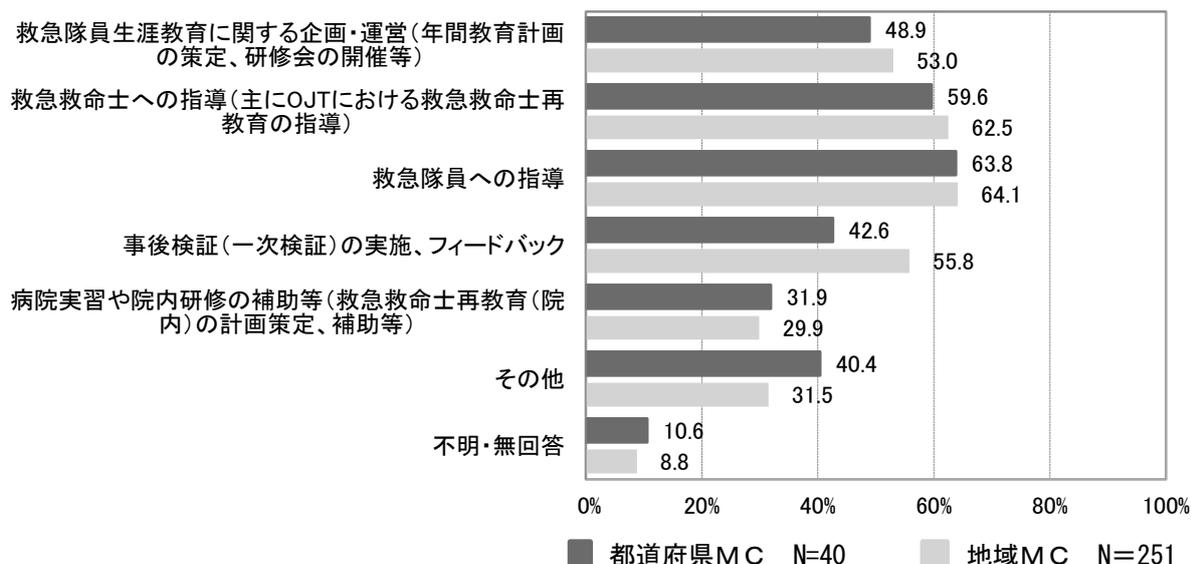
図表 12 指導救命士の消防教育機関での活用（都道府県MC票）



(3) 指導救命士を活用した取組

都道府県MC、地域MCともに、「救急隊員への指導」、「救急救命士への指導」の順が多い。

図表 13 指導救命士を活用した取組（複数回答）（都道府県MC票・地域MC票）



「その他」として挙げられた内容

(都道府県MC票)

- プロトコル改訂等 ○MC 主催講習における指導 ○追加講習等の指導
- 医療機関との連絡調整 ○県 MC 専門部会への参画 ○救急WSでの指導
- 消防学校等の講師、指導 ○学会等での発表 など

(地域MC票)

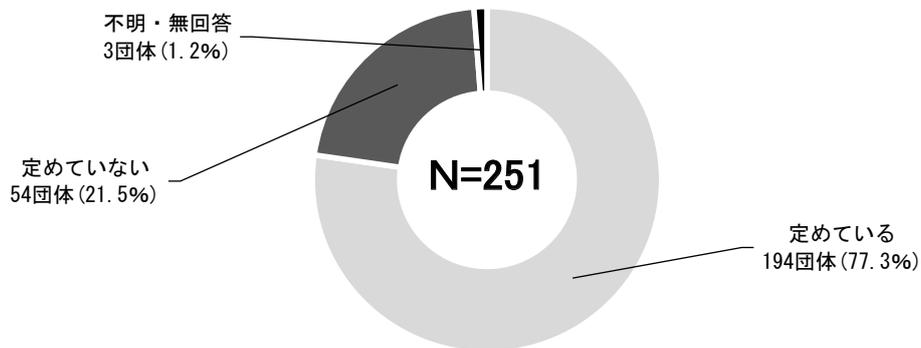
- プロトコル改定等 ○検討会等における座長等の役割 ○各 MC との連絡調整
- 医療機関との連絡調整 ○新任指導救命士の指導 ○各研修会における講師
- 通信指令員への教育 など

2. 救急救命士の再教育

(1) 再教育において実施すべき項目の策定

地域MCの194団体(77.3%)が定めていると回答し、昨年よりも増加している。(平成29年：186団体、約74%)

図表14 再教育において実施すべき項目の策定(地域MC票)



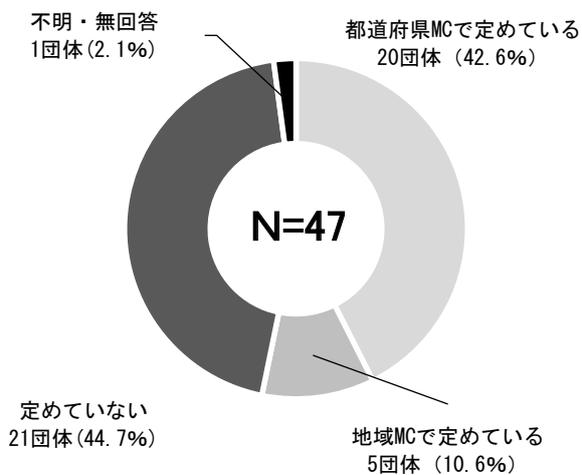
(2) 指導救命士が行う日常的な教育を再教育時間として要綱等で定めている団体

○都道府県MC：20団体(42.6%)が定めていると回答し、昨年よりも増加している。
(平成29年：15団体・約32%)

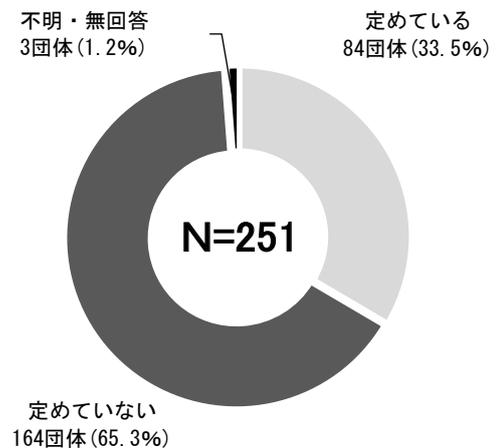
○地域MC：84団体(33.5%)が定めていると回答し、昨年よりも増加している。
(平成29年：66団体・約26%)

図表15 指導救命士が行う日常的な教育を再教育時間として要綱等で定めている団体

(都道府県MC票)



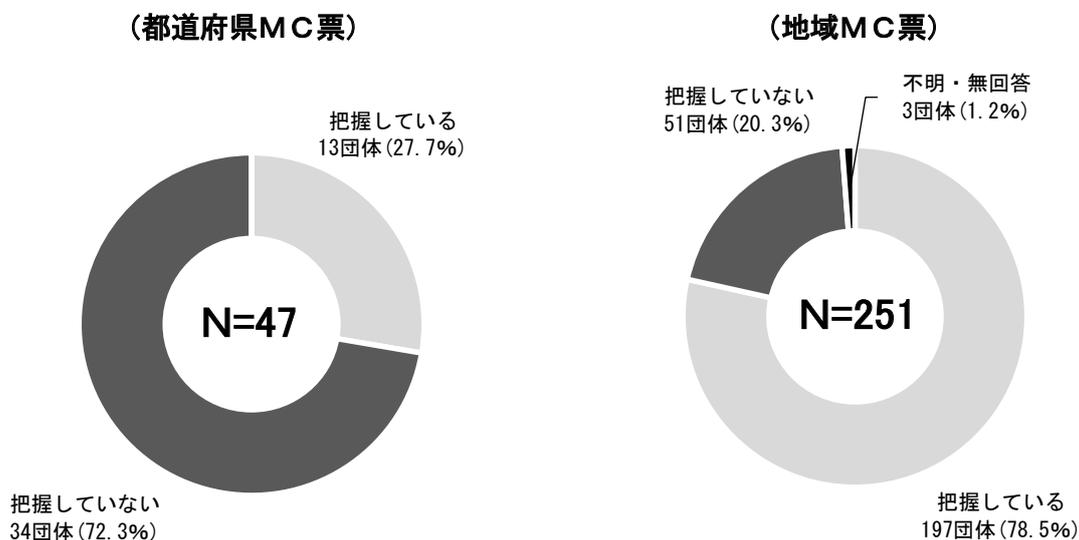
(地域MC票)



(3) 再教育を履修している救急救命士数の把握

- 都道府県MC : 13 団体 (27.7%) が把握している。
- 地 域 M C : 197 団体 (78.5%) が把握している。

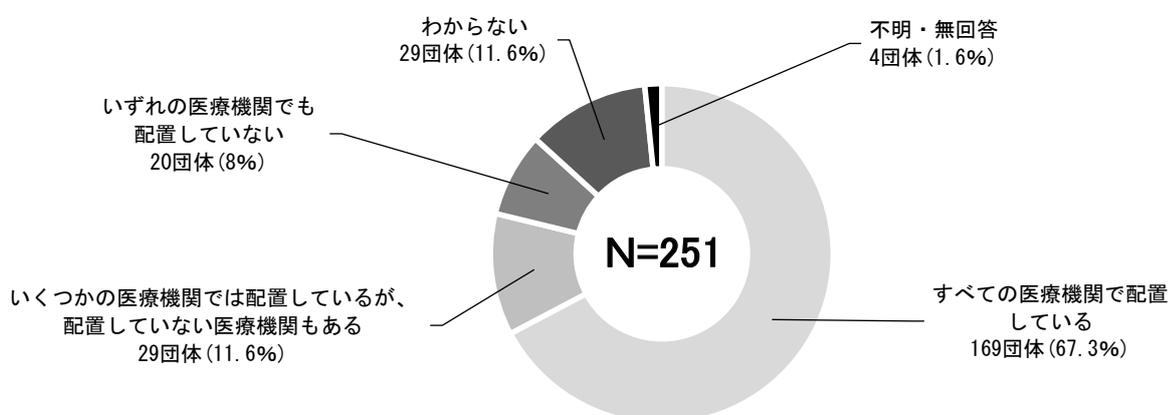
図表 16 再教育を履修している救急救命士数の把握



(4) 医療機関での指導担当者（医療機関側で実習中に指導を担当する医師等のスタッフ）の配置状況

地域MCのうち、169 団体 (67.3%) が、すべての医療機関で配置していると回答している。

図表 17 医療機関での指導担当者の配置状況（地域MC票）

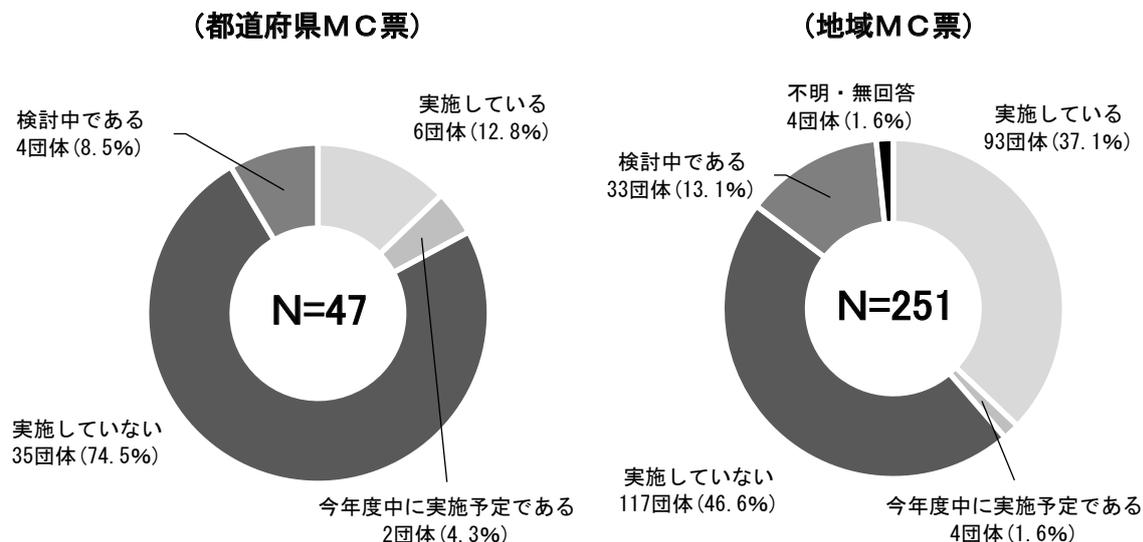


3. 通信指令員の救急に係る教育

(1) 教育の実施状況

- 都道府県MC：6団体（12.8%）が実施していると回答している。
- 地域MC：93団体（37.1%）が実施していると回答している。

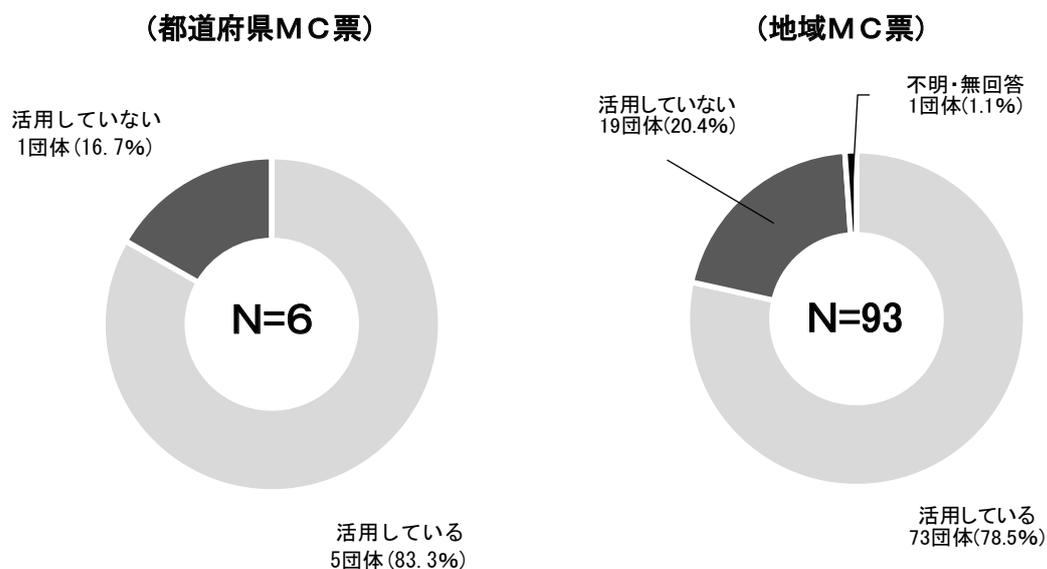
図表 18 通信指令員の救急に係る教育



(2) 「通信指令員の救急に係る教育テキスト」の活用

- 都道府県MC：5団体（83.3%）が活用している。
- 地域MC：73団体（78.5%）が活用している。

図表 19 「通信指令員の救急に係る教育テキスト」の活用

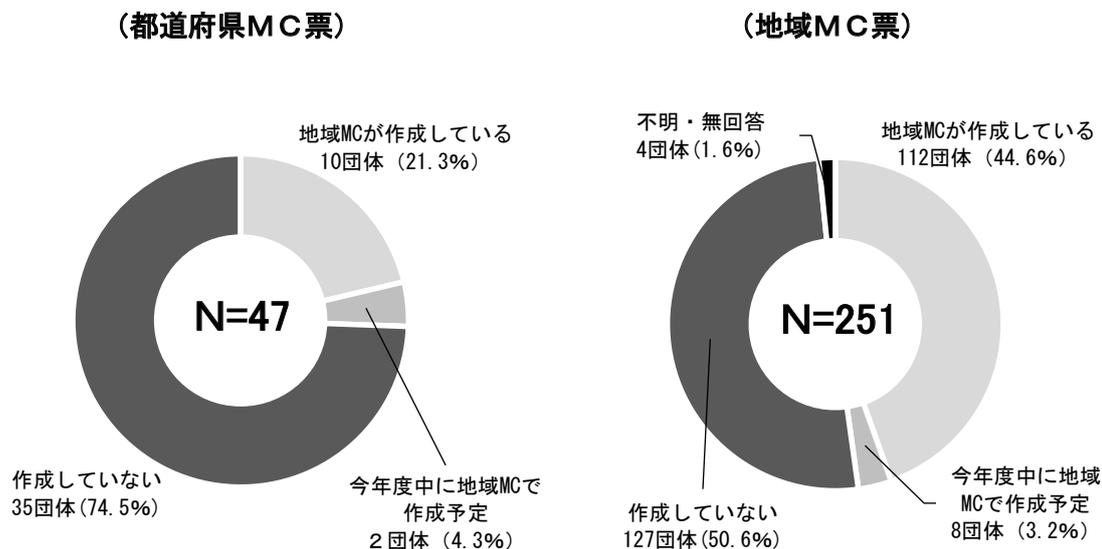


(3) 口頭指導要領の策定

○都道府県MC：10団体（21.3%）が策定している。

○地域MC：112団体（44.6%）が策定している。今年度中に地域MCで作成予定が8団体（3.2%）

図表 20 口頭指導要領の策定

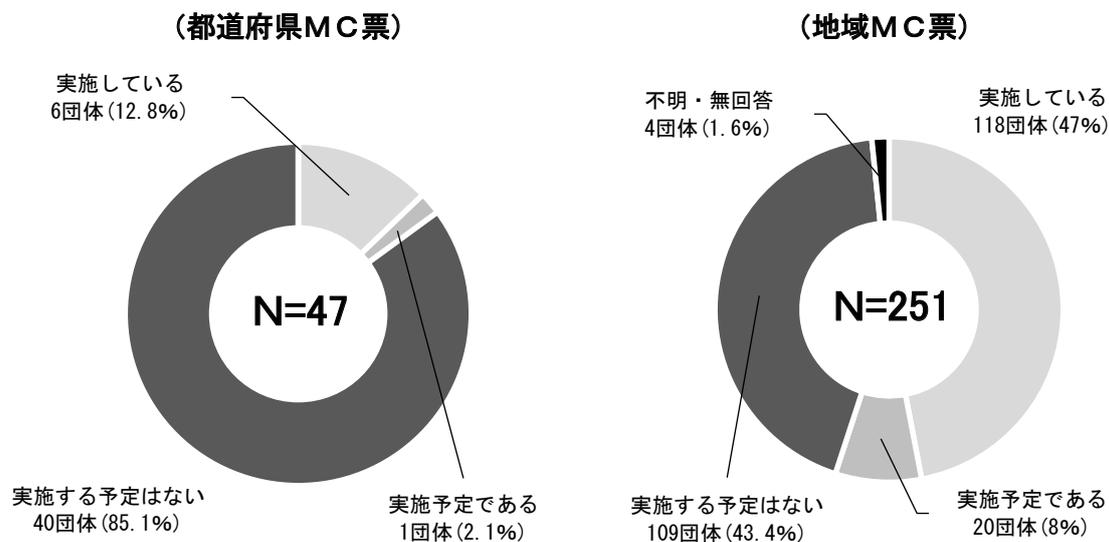


(4) 口頭指導に係る事後検証の実施

○都道府県MC：6団体（12.8%）が実施している。

○地域MC：118団体（47%）が実施していると回答し、昨年よりも増加している。
（平成29年：102団体・約41%）

図表 21 口頭指導に係る事後検証の実施

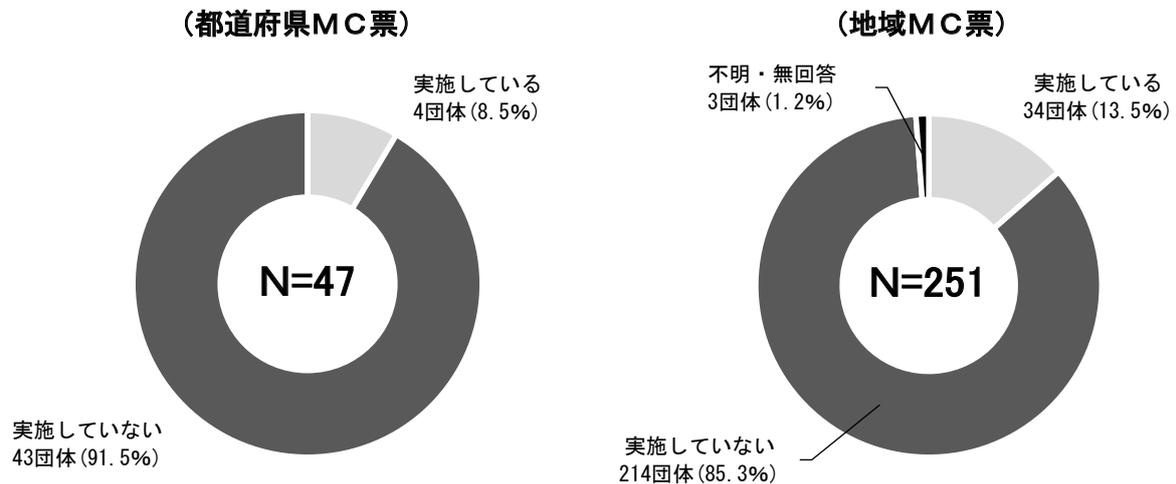


4. テロ災害等への対応力向上

(1) 救命止血帯（ターニケット）の教育状況

- 都道府県MC：4団体（8.5%）が教育を実施している。
- 地域MC：34団体（13.5%）が教育を実施している。

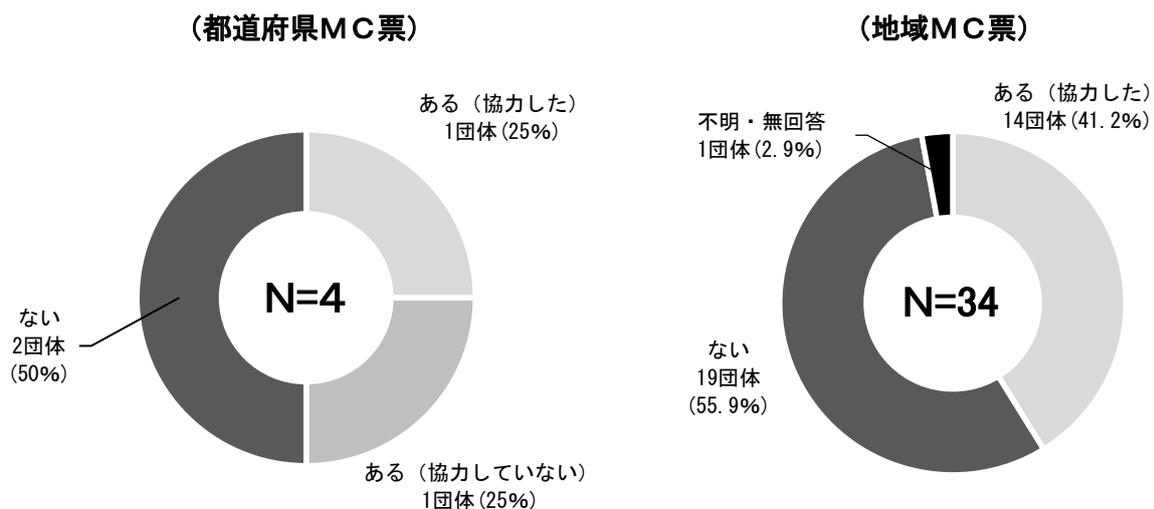
図表 22 救命止血帯（ターニケット）の教育状況



(2) 消防本部からの指導協力要請

- 都道府県MC：教育を実施している4団体のうち1団体（25%）が協力要請を受けて、教育を実施している。
- 地域MC：教育を実施している34団体のうち14団体（41.2%）が協力要請を受けて教育を実施している。

図表 23 消防本部からの指導協力要請



※上記の消防本部からの指導協力要請を受けて教育を実施していると回答した15団体（1都道府県MC・14地域MC）においては、「テロ災害等の対応力向上としての止血に関する教育テキスト」を活用している。

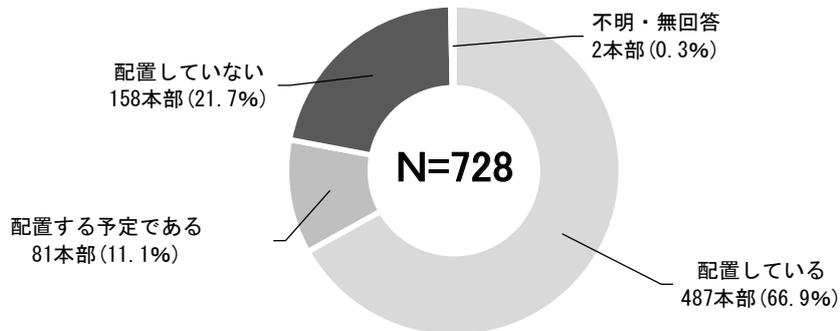
第3章 消防本部票の結果

第1節 指導救命士

1. 指導救命士の配置

487 消防本部（66.9%）が配置していると回答し、昨年より増加している。（平成29年：388 消防本部・約53%）

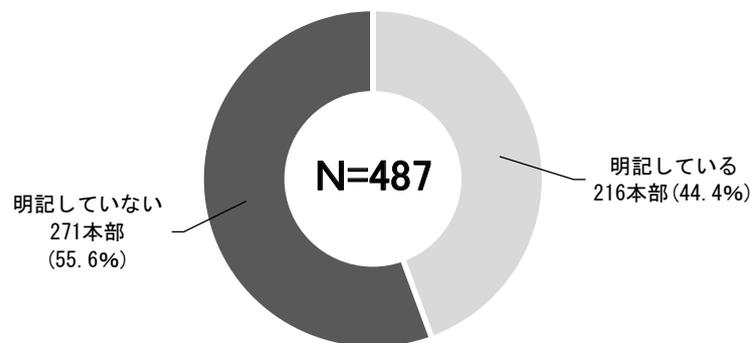
図表24 消防本部における指導救命士の配置状況



2. 指導救命士の制度としての位置付け

216 消防本部（44.4%）が位置づけていると回答し、昨年より増加している。（平成29年：124 消防本部・約32%）

図表25 要綱への指導救命士の役割の明記

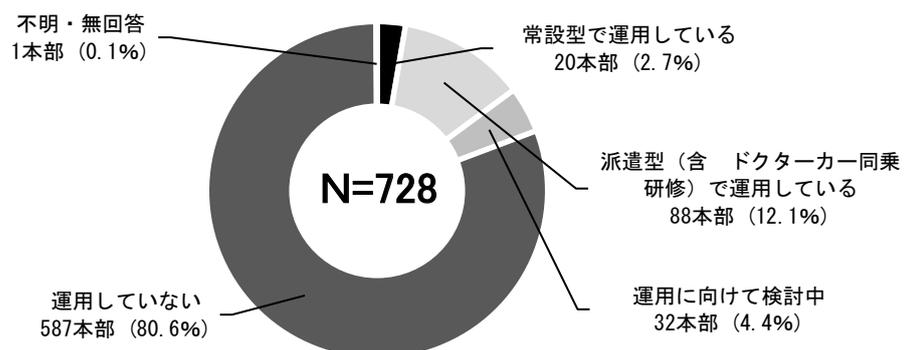


第2節 救急救命士の再教育

1. 救急ワークステーションの運用

常設型 20 消防本部（2.7%）、派遣型 88 消防本部（12.1%）の運用となっている。（平成29年：常設型 18 消防本部・2.0%、派遣型 85 消防本部・12.0%）

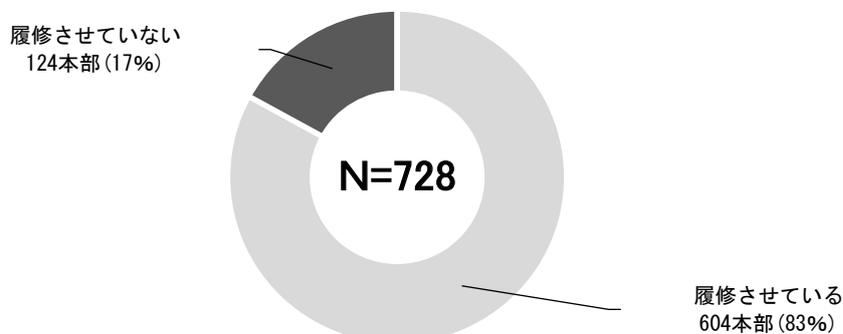
図表26 救急ワークステーションの運用状況



2. 救急救命士の再教育の履修状況

2年間で128時間以上の再教育を履修しているのは604消防本部（83%）であり、昨年よりも増加している。（平成29年：602消防本部・82.0%）

図表 27 再教育の履修状況



履修させていない理由

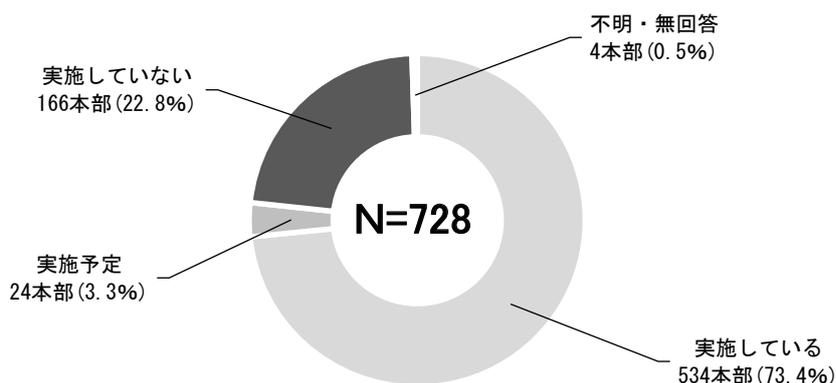
- 受入先の医療機関確保に限界がある
- 人員（兼務・勤務体制の維持）確保の問題
- 病院実習以外は個人による自発的な研修等の受講に任せているため
- 予算の状況により困難
- 指導救命士による日常的な教育の運用が定まっていない など

第3節 通信指令員の救急に係る教育及び口頭指導について

1. 教育の実施状況

通信指令員の救急に係る教育については、534消防本部（73.4%）で実施している。

図表 28 通信指令員教育の実施状況



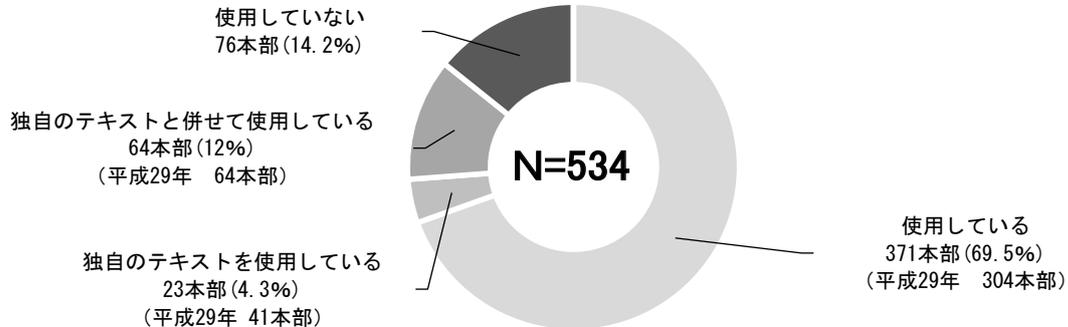
実施していない理由

- 教育時間が確保できないため
- 指導者がいないため
- 担当部署の理解がえられない
- 自己研鑽で講習会等を活用している
- 指令員と救急隊員が兼務のため特化した教育は行っていない など

2. 「通信指令員の救急に係る教育テキスト」の活用

教育を実施している534消防本部のうち、371消防本部（69.5%）が「通信指令員の救急に係る教育テキスト」を活用している。

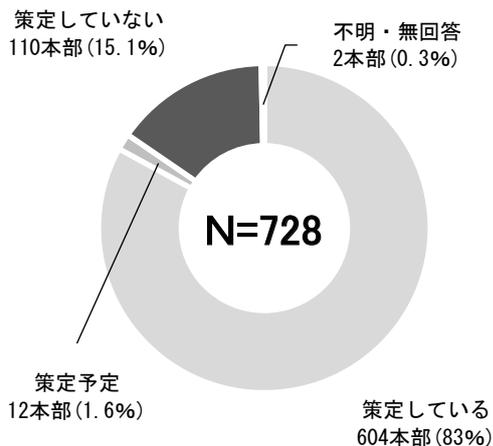
図表29 テキストの活用状況



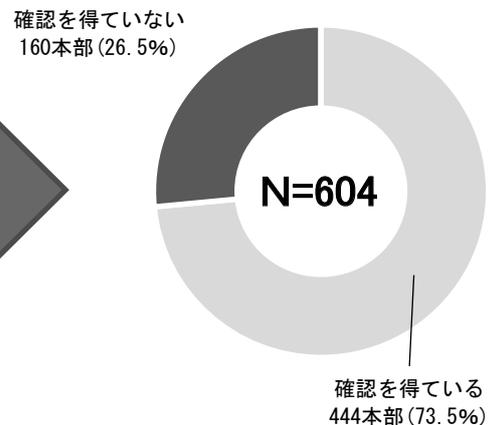
3. 口頭指導要領の策定及び地域MCの承認

全国消防本部の中で604消防本部（83%）が口頭指導要領を策定している。また、要領を策定している消防本部のうち444本部（73.5%）が地域による承認を受け運用している。

図表30 口頭指導要領策定状況



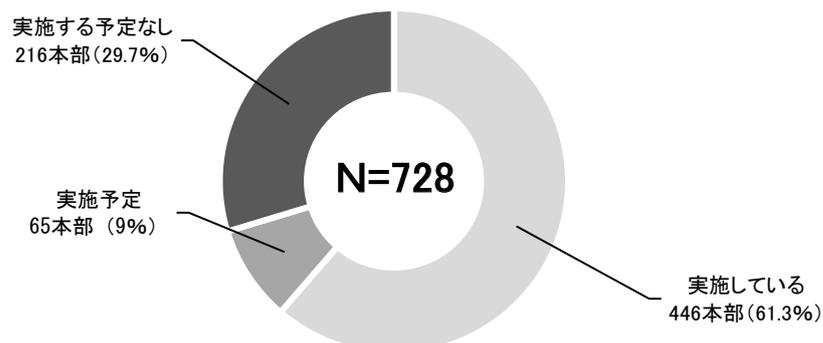
図表31 地域MCの承認状況



4. 口頭指導に係る事後検証の実施

全国消防本部の中で446消防本部（61.3%）が事後検証を実施している。また、65本部（9%）が実施予定であり、いずれも昨年よりも増加している。（平成29年実施している:374本部51%、実施予定:38本部5%）

図表32 口頭指導の事後検証の実施

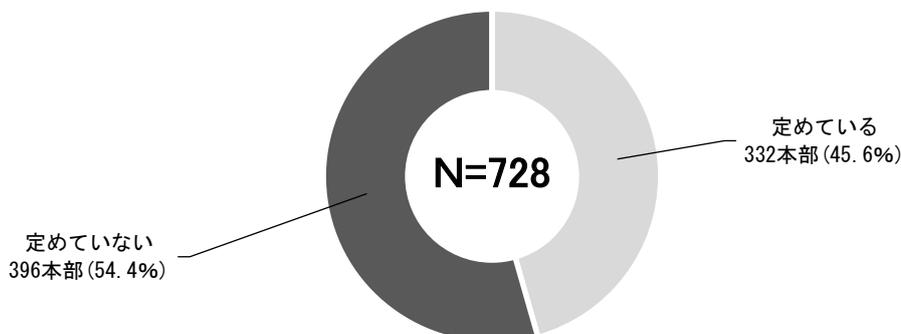


第4節 心肺蘇生を望まない傷病者への救急隊の対応について

1. 対応方針の策定の有無

心肺機能停止状態である傷病者の家族等から、傷病者本人の心肺蘇生を拒否する意思表示を伝えられた場合の対応方針について、332 消防本部（45.6%）が策定している。

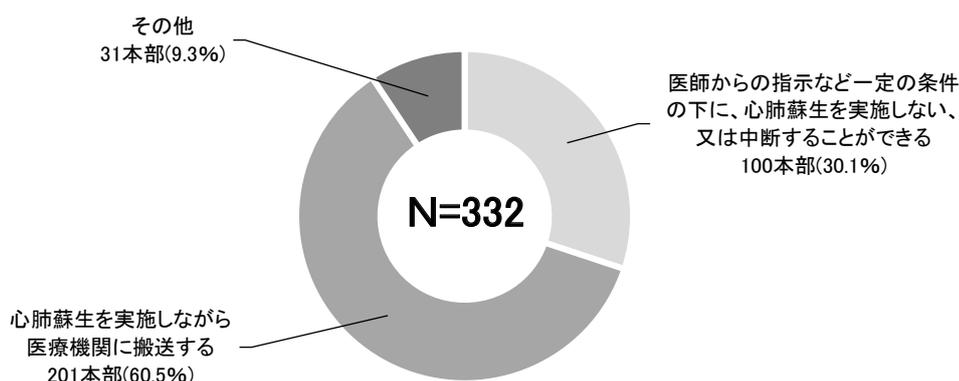
図表 33 対応方針の策定の有無



2. 対応方針の内容

対応方針の内容は、「家族等から傷病者本人の心肺蘇生を拒否する意思表示が伝えられても、心肺蘇生を実施しながら医療機関に搬送する。」が最多で 201 消防本部（60.5%）、次いで、「家族等から傷病者本人の心肺蘇生を拒否する意思表示が伝えられた場合、医師からの指示など一定の条件の下に、心肺蘇生を実施しない、又は中断することができる」が 100 消防本部（30.1%）、その他が 31 消防本部（9.3%）となっている。

図表 34 対応方針の内容



その他の主な内容

- （かかりつけ・MC）医師の指示・指導・助言に従う、医師と協議する
- 医療機関から消防へ DNAR の書面提出があり、出動時に確認ができれば心肺蘇生しない
- 主治医の事前指示書がある場合のみ指示に従う など